

令和3年7月30日

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）等に対する意見募集

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）等について、令和3年8月2日（月）から令和3年8月31日（火）までの間、意見募集を行います。

1 背景

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第76号）の施行に伴い、投票人名簿等の縦覧制度の廃止及び閲覧制度の創設、共通投票所制度の創設、洋上投票の対象の拡大等について、所要の規定の整備を行う。

（概要は別紙1）

2 意見募集要領

(1) 意見募集対象

- ・日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令案
- ・日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

(2) 意見提出期限

令和3年8月31日（火）

詳細については、意見公募要領（別紙2）を御覧ください。

3 今後の予定

総務省では、皆様からお寄せいただいた御意見を踏まえ、速やかに公布する予定です。

4 資料の入手方法

関係資料については、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）の「報道資料」欄に、本日（30日（金））14時を目途に掲載するほか、電子政府の総合窓口[e-Gov]（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布します。

【連絡先】

自治行政局選挙部選挙課

（担当：調査係 中川、辻下）

電話：03-5253-5568（直通）

FAX：03-5253-5569

E-mail：senkyoka_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。